

福井東別院 納骨壇使用申込書

このたび、別記管理規程に基づき、下記のとおり申し込みます。

| | | | |
|---------------------------|-----------------|--|---------|
| 項 目 | | 申込年月日 | 年 月 日 |
| 申込者 (代表者) | 住所 | | |
| | フリガナ 氏名 | (印) | |
| | | 生年月日：明・大・昭・平 | 年 月 日 |
| 電話 | | — — | 〒 — |
| 現在のお墓等 | | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 新規申込 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> お墓を廃止する <input type="checkbox"/> 他の納骨処から移す | |
| 代表権継承者 | 住所 | | |
| | フリガナ 氏名 | (印) | |
| | | 生年月日：明・大・昭・平 | 年 月 日 |
| 電話 | | — — | 〒 — |
| 納骨予定者()内は、 法名をお書きください | フリガナ 氏名 ① | (積) | 代表者との続柄 |
| | 生年月日：明・大・昭・平 | | 年 月 日 |
| | 命日： 年 月 日 | | |
| | フリガナ 氏名 ② | (積) | 代表者との続柄 |
| | 生年月日：明・大・昭・平 | | 年 月 日 |
| | 命日： 年 月 日 | | |
| フリガナ 氏名 ③ | (積) | 代表者との続柄 | |
| 生年月日：明・大・昭・平 | | 年 月 日 | |
| 命日： 年 月 日 | | | |
| フリガナ 氏名 ④ | (積) | 代表者との続柄 | |
| 生年月日：明・大・昭・平 | | 年 月 日 | |
| 命日： 年 月 日 | | | |
| フリガナ 氏名 ⑤ | (積) | 代表者との続柄 | |
| 生年月日：明・大・昭・平 | | 年 月 日 | |
| 命日： 年 月 日 | | | |
| フリガナ 氏名 ⑥ | (積) | 代表者との続柄 | |
| 生年月日：明・大・昭・平 | | 年 月 日 | |
| 命日： 年 月 日 | | | |
| 納骨壇区画 | | | |
| — | | | |
| 受付欄 | 受理 | 許可 | 礼金收受 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

納骨壇使用管理に関する覚書

(趣旨)

- 1 福井別院は、お墓を持たない世帯の直参門徒を対象として、あらたな納骨礼拝施設において納骨壇を設け、納骨を受け付けるものとする。この場合、従前の「本堂須弥壇収骨」とは区分して運営するものとする。

(願い)

- 2 納骨礼拝施設は、あらたにお墓を設けることができない方々の要望に応えるとともに、納骨者の参拝を御縁とし、宗祖親鸞聖人の浄土真宗の教えに遇っていただくことを願いとするものである。また、納骨壇使用に当って納付される所定の礼金は、この納骨礼拝施設の建設経費に使用する以外は本堂護持に備え、すべて「福井別院本堂大規模営繕積立金」として保管する。

(施設の位置)

- 3 納骨礼拝施設は、本堂1階講堂西側に位置し、納骨壇は中央に安置するご本尊阿弥陀如来木像の両側に、約1050区画ずつ、合計約2100区画を設備するものである。

(申込資格)

- 4 納骨礼拝施設は、福井別院直参門徒の施設として運営することを基本とする。ただし、次の各号に該当する場合で、審査のうえ輪番が許可したときは特別に納骨することができる。
 - ① 直参門徒の親族であって、特に申し出があった場合
 - ② 福井別院の運営功労者であって、当該所属寺住職の許可を得た遺族から特に申し出があった場合
 - ③ 福井別院の崇敬区域内の寺院・教会の住職又は教会管理者から特に申し出があった門徒の場合

(納骨壇使用の申込方法)

- 5 納骨壇を使用しようとする者は、あらかじめ次の各項により申し込み手続きを経なければならぬ。
 - ① 申込の世帯ごとに納骨壇を定め、その都度、基本台帳に登録する。
 - ② 納骨壇は、1世帯1区画を基本とし、希望により2区画以上の使用を許可することができる。
 - ③ 1区画当りの礼金は、50万円とする。
 - ④ 申込に当り、代表者及びその継承者を定めるものとする。
 - ⑤ 代表者又は代表権継承者が交替した場合は、遅滞なく届出を行うものとする。
 - ⑥ 代表者又は代表権継承者のいずれも不在の場合は、納骨できない場合がある。
 - ⑦ 崇敬区域内の寺院住職の申し出により、納骨壇の使用を許可した門徒の場合は、礼金の他に永代経志50万円を収めていただくものとする。
 - ⑧ 納骨後、毎年の管理費を納付する必要はない。
 - ⑨ 納骨予定者を生前予約することができる。この場合、代表者が不在であっても、納骨予定者の遺骨であることを証明する埋葬許可書(「火葬済」押印の火葬許可書)の提出があるときは、代表者が不在であっても、当該納骨をすることができる。

(納骨の方法)

- 6 納骨壇へ納骨しようとするときは、前項の代表者の申し込みにより、次の各号により行うものとする。
 - ① 納骨に際し、尊前において納骨経を執行する。この場合、読経志(1万円以上)をご納付するものとする。
 - ② 納骨壇には、最大6人分の遺骨を納めることができる。
 - ③ 遺骨の量が多い場合は、仕切をはずして、大きい納骨箱で納めることができる。
 - ④ 納骨箱は、有料とし、6人型用1,000円、3人型用3,000円、2人型用5,000円、1人型用10,000円とする。

(法要儀式)

- 7 納骨施設では、年間をとおして次の法要儀式を執行する。
 - ① 毎年、春秋彼岸及びお盆に法要を執行するものとし、その都度「東別院かわら版」で告知する。
 - ② 納骨施設での申経はお申込みにより随時行うものとする。この場合、読経志(5千円以上)を納付するものとする。

(遺骨の不返還)

- 8 一旦納骨した遺骨は、一切返還しない。

(補則)

- (1) 天変地異等で本堂が倒壊した場合は、仮納骨施設を確保して移安するものとする。この場合、被災状況に応じた復興の方法については、福井別院院議会で決定する。
- (2) この規程に定めがない事項については、双方誠実に協議し合意の上対応するものとする。